

付 議 第 6 号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和6年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

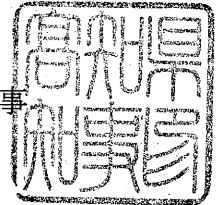
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 83 号
令和 6 年 5 月 23 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 6 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 6 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 3 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下この条において「令和6年改正府令」」を「次項において「令和6年内閣府令第5号」」に改め、同条第2項中「令和6年改正府令」を「令和6年内閣府令第5号」に改め、同条第3項中「令和6年改正府令第2条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）第1条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料1

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、
設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が一部改正され、児童福祉施設のうち保育所における職員の配置の基準が変更されたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の引用規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対 照 表 新 旧

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

（趣旨等）

（趣旨等）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

（1）～（4） 略

（1）～（4） 略

（5） 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

（5） 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

（定義）

（定義）

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

（1）～（3） 略

（1）～（3） 略

（4） 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）

（4） 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）

（指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。次項において「令和6年内閣府令第5号」という。）第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和6年内閣府令第5号第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

（指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号。以下この条において「令和6年改正府令」という。）第1条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和6年改正府令第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和6年改正府令第2条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

高知県認定こども園条例の一部改正について

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 改正の背景

「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定) ～認定こども園及び保育所における職員配置基準の見直し～

幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、**量の拡大から質の向上へと政策の重点を移す**ことなどが必要になっている。こうしたことから、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった**4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1への改善**を図る。

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善

職員配置基準等を規定している内閣府令等を改正(令和6年3月13日公布、令和6年4月1日施行)

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
 - 人員確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。
- ※3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正(20:1→15:1)を行う。

2 条例改正の内容

施行期日：公布の日

経過措置：認定こども園及び保育所の職員等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の基準により運営することができる。

(1) 高知県認定こども園条例

新	旧
幼保連携型認定こども園の人員に関する基準(第10条第3項) 満4歳以上の園児 おおむね25人につき1人 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね15人につき1人	幼保連携型認定こども園の人員に関する基準(第10条第3項) 満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね20人につき1人
連携型外認定こども園の職員の配置の基準(別表) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね15人につき1人以上	連携型外認定こども園の職員の配置の基準(別表) 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上

(2) 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(※)

新	旧
保育所(第4条第3項) 児童福祉施設基準省令で定める基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号)第1条の規定による改正後のものをいう。)の例による。	保育所(第4条第3項) 児童福祉施設基準省令で定める基準(令和6年改正府令第2条の規定による改正後のものをいう。)の例による。

※1 この条例は、児童福祉法に規定する①障害児通所支援の事業等、②指定障害児入所施設等、③児童福祉施設(保育所等)の人員、設備及び運営に関する基準等を一本化して規定している。

※2 この条例において児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか「児童福祉施設基準省令(以下「基準省令」)」で定める基準の例による。

この条例で定めるもの…県独自基準(非常災害対策等) →今回改正なし

基準省令で定める基準…主な基準は基準省令において示されている。 →基準省令の改正があったため、「改正後の基準省令」の例によることとするための改正を行う。